

淀川河川公園 全体協議会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「淀川河川公園全体協議会」（以下、「全体協議会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(対象地区)

第2条 全体協議会で検討する対象地区は、淀川河川公園及びその予定区域とする。

(目的)

第3条 全体協議会は、淀川河川公園地域協議会について、淀川河川公園基本計画の方針や計画内容、ゾーニング計画などの実現に向けた整備及び管理運営に関する協議が適切に行われているかどうかの点検を行うことを目的とする。

2 全体協議会は、前項の点検の他、淀川河川公園全体に関わる整備及び管理運営上の課題について協議し助言することができる。

(全体協議会の構成)

第4条 全体協議会は別紙に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は、本規約を施行する日から平成27年3月31日までとする。

3 委員の再任は、全体協議会の合意によるものとする。

(全体協議会の会議)

第5条 全体協議会の会議は委員の発議及び事務局からの要請により招集する。

2 全体協議会の会議の議事は、事務局がこれに当たる。

3 委員の過半数の合意がある場合は、全体協議会の会議に委員以外の者の出席を要請し、意見を聴取することができる。

(公開)

第6条 全体協議会の会議は、原則として公開とする。

2 全体協議会の会議の開催は、日時場所等についてあらかじめ広く周知する。

3 全体協議会の資料・議事要旨は、印刷物等で公開する。

(会議録)

第7条 全体協議会の会議録は、発言内容の要旨を記載した議事録を作成する。

(合意)

第8条 全体協議会の会議の合意は、委員の過半数の賛成により成立するものとする。

(事務局)

第9条 全体協議会の会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局は、淀川河川事務所に置く。
- 3 淀川河川事務所は、事務局を民間企業等に委託することができる。

(事務局の所掌事務)

第 10 条 事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) 全体協議会の会議の議事に関する事項
- (2) 全体協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他、全体協議会が付託する事項

(要綱改正)

第 11 条 この要綱は全体協議会の委員の発議により、委員総数の三分の二以上（委任状含む）の合意を得て、改正することができる。

附則

本規約は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。